

岩手県告示第5号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として指定する。

令和3年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定する区域 釜石市中妻町三丁目11番10の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 4 法第7条第1項第1号に規定する指示措置の内容 地下水の水質の測定及び盛土

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。